

日弁連総第102号
2009年(平成21年)3月18日

厚生労働大臣 舩 添 要 一 殿

日本弁護士連合会
会 長 宮 崎 誠

生存の危機にさらされている失業者に対し、国に緊急対策を求める申入書

本年3月9日を中心に当連合会主催で行った全国一斉「派遣切り・雇い止めホットライン」の実施結果を受け、非正規労働者を中心とした大量失業に際し、多くの人が生存の危機にさらされる事態が生じていることから、国に対し下記の対策を講じるよう申し入れる。

第1. 申入れの趣旨

1. 緊急の対策

(1) 生活費の確保

生活保護の受給資格が法的にあるにもかかわらず、申請を拒否される事例が依然多いため、生活保護法を正しく運用し、積極的な活用を国民に周知すること

困窮者に対する公的貸付制度(就職安定資金融資、離職者住居支援給付金など)を周知し、積極的に活用すること

(2) 住居の確保

公営低家賃住宅を大量に供給するとともに、住居を喪失してから次の住居に入居するまでの生活ができる十分な数のシェルター(緊急避難所)を全国各地に設置すること

(3) 相談窓口の整備・充実

ワンストップサービスの総合相談窓口(失業保険・就職支援・職業訓練期間中の生活保障給付・生活保護・住居・多重債務・公的貸付・労働問題など)

を全国各地に直ちに設置し、窓口には経験・知識のある職員を配置すること
(4) 使用者に対する指導・監督

使用者に対して、労働関係法令の遵守と安易な解雇、派遣切り、雇い止めをしないよう強く指導して社会的責任の自覚を促し、違法行為に対しては厳しく対処すること

2. 制度上の対策

現在国会で審議されている雇用保険法改正については、失業者の約2割しか雇用保険を受給できていない現状を改めるため、雇用保険の加入要件・受給要件を大幅に緩和すること、生活保護については、地方自治体の過度の財政負担を軽減するため国庫負担割合を大幅に増加させること

第2. 申入れの理由

当連合会は、年度末までに雇用打ち切りの通告を受け、職も住居も失う大量の失業者が出るのが予想されることから、本年3月9日に全国一斉「派遣切り・雇い止めホットライン」を実施した。

相談件数は昨年6月の全国一斉「非正規労働・生活保護ホットライン」と同様、1000件を大きく上回り、非正規労働者の解雇、雇い止め、派遣先の契約打ち切りに伴う中途解約（派遣切り）などにより職を失い、所持金や住居をも失っているなど、生活の困窮を訴える多数の相談が寄せられた。非正規労働者だけではなく、正規労働者からの解雇・退職勧奨の相談も激増した。

雇用情勢の悪化に伴って益々自殺者数が増加する恐れがあるなど、大量失業は深刻な社会問題となっている。

当連合会は、これまで社会保障制度の抜本的改善や労働者派遣法の早急な抜本改正などによって派遣労働者らの権利擁護を実現していくことを求めてきた。今後も、法律相談活動や法律支援を通じて、非正規労働者の権利擁護に一層努めていく決意であるが、今回の非正規労働者を中心とした大量失業に際し、多くの人が生存の危機にさらされる事態が生じていることから、国に対し、上記の緊急対策を直ちに行うことを強く求めるものである。

以 上